

危険物に該当する消毒用アルコールとは

新型コロナウイルスの感染拡大防止として、家庭や職場で消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、どのような消毒用アルコールが危険物に該当するのか説明します。



☆消防法上の危険物に該当する消毒用アルコールについて

●消毒用アルコールは、**アルコールの濃度が60%以上**の製品が危険物に該当します。

※消防法上のアルコール類は、重さで考えたときの濃度(重量%。wt%/溶液100g中にアルコールが何g含まれているかを表した濃度)が60%以上のものが該当します。

なお、酒類等のアルコール度数表示は体積に対しての濃度(容量%。vol%/溶液100mL中にアルコールが何mL含まれているかを表した濃度)のため、酒類等はアルコール度数67%以上が消防法上のアルコール類に該当します。

アルコール濃度 (%) の計算例

【消毒用アルコール】 重量 100g 中の成分表示 エタノール 75g
⇒このときのアルコール濃度 (%) の計算式は次のようになります。

$$(75\text{g}/100\text{g}) \times 100 = 75\%$$

計算すると **75%** となり、アルコール濃度 (%) が 60% 以上であることから、この消毒用アルコールは**危険物に該当**することになります。

●使用する前に容器に記載されている表示を確認してください。

※危険物に該当する消毒用アルコールには、法令で容器表面に表示が義務付けられています。

表示例

- 1 危険物の品名：第四類 アルコール類
- 2 危険等級：危険等級Ⅱ
- 3 化学名：エタノール
- 4 性質：水溶性
- 5 数量：500mL
- 6 注意事項：**火気厳禁**



※500mL 以下のプラスチック容器等は、ファイバー板箱（段ボール箱）などの最大収容重量 30kg 以下の外装容器に収納すれば、落下試験等の基準が適用されず、表示も「通称名（エタノールなど）」、「数量」、「火気厳禁と同一の意味の表示」で足りる。

☆危険物に該当する消毒用アルコールは取り扱いを誤ると火災等を引き起こす可能性がありますので、取り扱いには十分に注意してください。

火気の近くでは使用しないようにしましょう。

消毒用アルコールは蒸発しやすく、蒸発すると可燃性蒸気となるため近くに火気があると引火するおそれがあります。

消毒用アルコールを使用する付近では、喫煙やコンロなど火気の使用はやめましょう。



詰め替えを行う場所では換気をしましょう。

消毒用アルコールの詰め替えを行うときに、可燃性蒸気が発生するおそれがあります。発生した可燃性蒸気は空気より重く、低所に滞留しやすい性質があります。

消毒用アルコールの詰め替えを行う場所は、通風性の良い場所や十分に換気ができる場所を選び、可燃性蒸気を滞留させないようにしましょう。



直射日光が当たる場所などで保管はやめましょう。

消毒用アルコールを直射日光の当たる場所や高温となる場所に保管すると、容器内で可燃性蒸気が発生し、容器が膨張して破損することがありますので、保管場所は通風性の良い涼しい場所に保管しましょう。

また、容器を高く積み上げると落下した際に、衝撃によって容器が破損するおそれがありますので、保管方法にも十分に注意しましょう。

